

第7回及び第8回報告審査に関する
女子差別撤廃委員会からの質問事項に対する回答
＜仮訳＞

(注) 本文書における回答(問9を除く)は、2015年12月8日時点のものである。

問 1

様々な部門、特に少子化・男女共同参画担当大臣と男女共同参画局との間の権限や責務の明確化と連携の強化及び財源や人材の充実などを含め、女性の地位向上のための国内本部機構を更に強化するために、締約国が講じた措置について示されたい。また、男女平等に関する問題を含む権能を有する、人権を促進し擁護するための国内機構の地位に関する原則（パリ原則）に沿った独立の国内人権機構を設置するために講じた措置について示されたい。さらに、本条約及び女子差別撤廃委員会の一般勧告が、議員や裁判官、検事、弁護士及び警察その他の法執行官のための能力開発プログラムに組み込まれようとしているかどうか、示されたい。

（回答）

（小問 1 回答）

- 内閣府特命担当大臣（男女共同参画）と男女共同参画局や、様々な部門との権限等は内閣府設置法等で明確にされている。大臣は、内閣府男女共同参画局が行う事務を掌理し、各省大臣に対し勧告する等の調整権限を有する。
- 国内本部機構や様々な部門との連携を強化するため、以下の措置を講じた。
 - ・ 2014年10月、内閣総理大臣を本部長、全閣僚を構成員とする「すべての女性が輝く社会づくり本部」を設置。同本部は、女性が自らの希望を実現することにより、「女性の力」が十分に発揮され我が国社会の活性化につながるよう置かれたもの。この本部が司令塔となり、関係省庁に横串を通し、総合調整を行うこととした。
 - ・ 各府省の財源や人材を充実させるため、毎年の予算概算要求等に反映するための「女性活躍加速のための重点方針2015」（以下「重点方針2015」という。）を2015年6月に同本部で決定した。
 - ・ 内閣総理大臣が経済団体のトップに対し女性活躍を推進するよう要請することで、経済界との連携を深めている。
 - ・ 地域の経済団体等が一体となって女性活躍を推進するための地方公共団体向けの交付金を創設している。

（小問 2 回答）

- 報告パラ 34 のとおり。

（小問 3 回答）

- 国会議員に対しては、幅広く第7回及び第8回報告及び資料を配布し周知を図った。また、現在策定中の「第4次男女共同参画基本計画」（以下「第4次基本計画」という。）においても、女子差別撤廃条約等の国際規範や国際的な議論等の情報提供について定めることを検討している。

- 検察官については、女子差別撤廃条約及び委員会の一般勧告を含む人権関係の条約に関する各種研修を実施している。また、裁判官に対してもこうした文書についての意識を高めるために、専門家による同様の研修が行われている（報告パラ36参照）。

- 日本弁護士連合会では、女子差別撤廃委員会委員等による講演等や国際人権と我が国の家族法に関するシンポジウムを開催したほか、国際人権法の活用についての研修ビデオを作成していると承知している。

- 警察では、警察学校において、女子差別撤廃条約を含む女性の人権尊重に関する教育を実施している。

問 2

ポスト2015開発アジェンダの起草と採択の全体的なプロセスにおいて、女性による平等な参加を確保するために講じられた、メカニズムや措置についての情報を提供されたい。

(回答)

○ 人間の安全保障の理念の下、我が国はジェンダー平等と女性の能力強化を重視し、SDGsゴール5（ジェンダー平等の達成と全ての女性・女児の能力強化）を強く支持している。これまで持続可能な開発のための2030アジェンダ政府間交渉等に際し、当該分野のNGOを含む市民社会と定期的に意見交換するとともに、ジェンダー平等の視点を重視し、積極的に議論に貢献してきた。

問 3

これまで実施された暫定的特別措置により達成された成果について示されたい。また、締約国は、男性と女性の実質的平等の実現を促進するために、追加に係る措置を採用することを想定しているかどうか、示されたい。

(回答)

○ 2010年12月に閣議決定した第3次男女共同参画基本計画（以下「第3次基本計画」という。）では、実効性のある積極的改善措置（ポジティブ・アクション）の推進を掲げ、政治分野、行政分野、雇用分野、学術分野、その他あらゆる分野における女性の参画拡大に向け、我が国政府として達成を目指す成果目標などを設定しており、同計画に基づいた取組を進めている（報告第4条参照）。

○ 同計画における成果目標の達成状況については、国家公務員及び地方公務員の女性の割合がそれぞれ改善し、かつ、その伸びも高まっている（別添参照）。

また、2012年末以降の直近2年間について見ると、経済分野においては、例えば企業における女性の役員について約3割増加しているほか、国家公務員の分野においては、2015年度から、国家公務員採用試験からの採用者に占める女性の割合を我が国政府全体で3割以上とする目標を掲げているところ、本年4月の採用ではこれを達成するなど、社会全体における女性活躍の動きが拡大している。（なお、第3次基本計画における主な成果目標等の現状は別添のとおり。）

○ こうした社会全体での女性活躍の動きを更に加速させるため、重点方針2015においては、社会的影響力が大きい分野に加え、将来の人材育成に密接に関連する分野等において、女性の参画拡大に向けたポジティブ・アクションの取組を強化し進めている。

行政分野においては、国家公務員について、2014年10月、「働き方改革」、「育児・介護等と両立して活躍できるための改革」及び「女性の活躍推進のための改革」という3つの改革を柱とした「国家公務員の女性活躍とワークライフバランス推進のための取組指針」を策定した。各府省は、取組指針に基づき、女性国家公務員の採用・登用に関する新たな数値目標等を盛り込んだ取組計画を策定し、総合的かつ計画的な取組を進めている。地方公務員についても、今後、各地方公共団体の実情に即した自主的な取組を支援する観点から、関係機関と連携しつつ、女性地方公務員の人材育成を推進するとともに、女性地方公務員の登用に当たっての課題を把握し、その改善に向けて国家公務員の取組や先進的に取り組んでいる地方公共団体の事例の紹介等を通じて、必要な情報提供や助言を行っていく。

経済分野においては、女性の活躍状況に関する情報をデータベースにおいて集約し、企業の取組の「見える化」を推進していく。

農業分野においては、農業委員、農業協同組合の役員等に占める女性割合を増加させるため、2015年8月に成立した農協改革関連法において、性別等に著しい偏りが生じないように配慮する規定を置くなど女性の参画拡大に向けた取組を進める。また、女性リーダーを育成するための研修の充実など、農村における女性の活躍推進に向けた取組を進める。

教育分野においては、女性教員が管理職等への昇任を希望し、また実現することができるよう、教頭・校長等への昇任を希望する教員が参加する各種研修等に女性枠を設定していく。こうした取組を通じ、各分野における女性の参画拡大に向けた動きを加速化させていく。

○ さらに、2015年8月には、国、地方公共団体、301人以上の民間事業主に対し、女性の活躍に関する状況の把握・課題分析の結果を踏まえた数値目標や取組内容等を盛り込んだ行動計画の策定を義務付ける「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（以下「女性活躍推進法」という。）を成立させた。今後は、同法の内容の着実な実施を図ることにより、社会全体における女性の参画拡大を更に促進していく考えである。

問3 別添

<国家公務員及び地方公務員の女性の割合>

項目	計画策定時 数値	最新値	目標 (期限)
国の地方機関課長・本省課長 補佐相当職以上	5.1% (2009年1月)	5.6% (2014年1月)	10%程度 (2015年度末)
国の本省課室長相当職以上	2.2% (2009年1月)	3.3% (2014年9月)	5%程度 (2015年度末)
国の指定職相当	1.7% (2009年1月)	2.8% (2014年9月)	3%程度 (2015年度末)
都道府県の本庁課長相当職以上	5.7% (2009年)	7.2% (2014年)	10%程度 (2015年度末)
民間企業の課長相当職以上	6.5% (2009年)	8.3% (2014年)	10%程度 (2015年)

<第3次基本計画における主な成果目標等>

○第1分野 政策・方針決定過程への女性の参画拡大
(目標)

項目	計画策定時 数値	最新値	目標 (期限)
衆議院議員の候補者	16.7% (2009年)	16.6% (2014年)	30% (2020年)
参議院議員の候補者	22.9% (2010年)	24.2% (2013年)	30% (2020年)

※「目標」は、政府が政党に働きかける際に、政府として達成を目指す努力目標であり、
政党の自律的行動を制約するものではなく、また、各政党が自ら達成を目指す目標ではない。

(成果目標)

項目	計画策定時 数値	最新値	目標 (期限)
検察官 (検事)	18.2% (2009年)	21.4% (2014年)	23% (2015年度末)

国家公務員採用試験からの採用者	26.1% (2010年度)	31.5% (2015年度)	30%程度 (2015年度末)
国家公務員採用I種試験の事務系の区分試験の採用者	25.7% (2010年度)	36.6% (参考)総合職試験等事務系区分 (2015年度)	30%程度
国の地方機関課長・本省課長補佐相当職以上	5.1% (2009年1月)	5.6% (2014年1月)	10%程度 (2015年度末)
国の本省課室長相当職以上	2.2% (2009年1月)	3.3% (2014年9月)	5%程度 (2015年度末)
国の指定職相当	1.7% (2009年1月)	2.8% (2014年9月)	3%程度 (2015年度末)
国の審議会等委員	33.2% (2009年)	35.4% (2014年)	40%以上 60%以下 (2020年)
国の審議会等専門委員等	16.5% (2009年)	22.4% (2014年)	30% (2020年)
都道府県の地方公務員採用試験(上級試験)からの採用者	21.3% (2008年)	26.1% (2014年)	30%程度 (2015年度末)
都道府県の本庁課長相当職以上	5.7% (2009年)	7.2% (2014年)	10%程度 (2015年度末)
都道府県の審議会等委員	28.4% (2009年)	30.3% (2014年)	30% (2020年)
市区町村の審議会等委員	23.3% (2009年)	25.2% (2014年)	30% (2015年)

○第4分野 雇用等の分野における男女の均等な機会と待遇の確保
(成果目標)

項目	計画策定時 数値	最新値	目標(期限)
民間企業の課長相当職以上	6.5% (2009年)	8.3% (2014年)	10%程度 (2015年)

※「第1分野 政策・方針決定過程への女性の参画拡大」にも掲載

○第6分野 活力ある農山漁村の実現に向けた男女共同参画の推進
(成果目標)

項目	計画策定時 数値	最新値	目標(期限)
農業委員会、農業協同組合における女性が登用されていない組織数	農業委員会： 890(2008年度) 農業協同組合： 535(2007年度)	農業委員会： 529(2014年度 速報値) 農業協同組合： 159(2014年度 速報値)	農業委員会、農 業協同組合とも 0 (2013年度)

○第11分野 男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の充実
(成果目標)

項目	計画策定時 数値	最新値	目標(期限)
都道府県及び市町村の教育委員会のうち、女性の教育委員を1人以上含む教育委員会の割合	93.2% (2009年)	93.5% (2013年)	100% (2015年)
初等中等教育機関の教頭以上	14.7% (2010年)	15.2% (2013年)	30% (2020年)
大学の教授等に占める女性の割合	16.7% (2009年)	19.5% (2014年)	30% (2020年)

○第12分野 科学技術・学術分野における男女共同参画
(成果目標)

項目	計画策定時 数値	最新値	目標(期限)
女性研究者の採用目標値(自然科学系)	自然科学系 23.1% (2008年)	自然科学系 25.4% (2012年)	「自然科学系25%(早期)、更に30%を目指す。特に理学系20%、工学系15%、農学系30%の早期達成及び医学・歯学・薬学系あわせて30%の達成を目指す。」(総合科学技術会議答申)との目標を踏まえた第4期科学技術基本計画(2011年度から2015年度まで)における値

日本学術会議の会員に占める女性の割合	20.5% (2008年)	23.3% (2014年10月1日)	22% (2015年)
日本学術会議の連携会員に占める女性の割合	12.5% (2008年)	22.3% (2014年10月1日)	14% (2015年)

○第14分野 地域、防災・環境その他の分野における男女共同参画の推進
(成果目標)

項目	計画策定時 数値	最新値	目標 (期限)
自治会長	4.1% (2010年)	4.7% (2014年)	10% (2015年)
女性委員のいない都道府県防災会議の数	13 (2009年)	0 (2014年)	0 (2015年)

問 4

高齢の女性、障害を持つ女性、移住者の女性、少数民族や宗教的少数派に属する女性など、不利な立場のグループに属する女性を含む、家父長制に基づかない女性のイメージを促進するために、締約国は、固定観念に対処する総合的戦略を採用することを想定しているかどうか、示されたい。メディアにおける男女の役割や責任についての固定的な態度に対抗し、広告における女性を性的対象として描写することを排除するために講じられた措置について示されたい。また、前回の最終見解 (CEDAW/C/JPN/CO/6) の発出以来、公人が行った性差別的発言や性的発言の発生について、及びそうした状況に対処するために講じられた措置についての情報を提供されたい。また、女性に対する言葉の暴力を予防するため、また、罰するために講じられた措置について示されたい。さらに、性的暴力を誘発するスピーチを含め、マイノリティグループを標的にしたヘイトスピーチの犯罪化を想定した措置について示されたい。

(回答)

(小問 1 回答)

○ 我が国政府は、第 3 次基本計画において、固定的性別役割分担意識の解消を大きなテーマの一つとして、不利な立場にいる女性たちを含め取組を実施している。

○ 第 4 次基本計画では、あらゆる分野で固定的性別役割分担意識などを払拭する取組を取りまとめる予定である。また、同基本計画には、「貧困、高齢、障害等により困難を抱えた女性等が安心して暮らせる環境の整備」の章を設ける予定。

(小問 2 回答)

○ 我が国政府がメディアを含む各界各層との連携を図る「男女共同参画推進連携会議」は内閣府の共催によりメディアと男女共同参画の関係についてのシンポジウムを実施した。また、内閣府は広報誌でのメディア団体の長へのインタビューを行っている（報告第 5 条 1 以下参照）。

○ 第 4 次基本計画においても、メディアにおける男女共同参画の取組を推進していく予定である。

(小問 3 回答)

○ 内閣府では、関係省庁、地方公共団体、民間団体等とも連携を図りながら、公務員も含め、広く国民一般に対し、男女共同参画週間や女性に対する暴力をなくす運動を始めあらゆる機会を捉え、政府広報等も活用し広報啓発に取り組んでいる。また、研修の実施やマニュアル等の配布を行っている。

○ 地方議会において、女性議員による質問中に発生した性差別的発言又はセクシュアル・ハラスメントとの批判を浴びた不規則発言に対し、同発言の発言者の所属政党は発言者を明らかにし、本人は関係者に謝罪し、会派を離脱するなどの、然るべき措置が講じられたと承知している。

(小問4回答)

○ 配偶者からの暴力には、心身に有害な影響を及ぼす言動も含まれており、前述のとおり啓発に取り組んでいる。また、職場におけるセクシュアル・ハラスメント発言についての対処は報告パラ68及び69参照。

○ 女性に対する言葉の暴力が特定の個人に対する脅迫を内容とするものであれば、刑法の脅迫罪、暴力行為等処罰に関する法律の集団脅迫罪、常習的脅迫罪等により、また、公然と事実を摘示し、個人の名譽を毀損するものであれば刑法の名譽毀損罪や、公然と個人を侮辱するものであれば同法の侮辱罪により処罰可能である。

(小問5回答)

○ マイノリティグループに対するヘイトスピーチについては、事案に応じ、名譽毀損罪、侮辱罪等により処罰可能である。

問 5

締約国は、性犯罪の広い定義を取り入れ、強姦罪の罰則を引き上げ、また、近親姦や配偶者間強姦を明確に犯罪化するために、刑法を改正する意思があるかどうか示されたい。被害者の告訴を性暴力犯罪の訴追要件とすることを撤廃するために、講じられた措置についての最新情報を提供されたい。

(回答)

○ 第3次基本計画において、性犯罪に関する罰則の在り方を検討することとされていることを踏まえ、法務省において、2014年10月から2015年8月まで、刑事法研究者や法曹三者等から成る「性犯罪の罰則に関する検討会」を開催し、(a) 肛門性交等のいわゆる性交類似行為を強姦罪と同等に処罰すべきか、(b) 性犯罪の法定刑の引上げ、(c) 配偶者間における強姦罪の成立について明文規定を置くべきかなどの論点について、検討を行った。同検討会においては、(a) 及び (b) については法改正を要するとの意見が多かったが (c) については、現行法においても、配偶者間における強姦罪の成立は否定されておらず、成立を認めた裁判例もあることから、法改正は不要との意見が多かった。また、同検討会において、性犯罪の非親告罪化についても検討を行ったが、そこでは、性犯罪を非親告罪化すべきであるという意見が多数であった。これらの検討結果を踏まえ、法務省において、刑法改正の必要性を含めた検討を行っているところである。

問 6

過去5年間における保護命令の発令件数、及びその発令を迅速化するために講じられた措置についてのデータを提供されたい。締約国は、配偶者暴力防止法の下で、一方からの告訴のみに基づいて緊急保護命令を発令することを検討するかどうか、示されたい。また、配偶者間暴力の女性被害者が自宅に留まれるようにするために、講じられた措置について示されたい。家庭内及び性的暴力の報告を促すために、講じられた措置について示されたい。特に、締約国が、マイノリティの女性や障害を持つ女性を含め、暴力の女性被害者が相談できる専用の24時間無料ホットラインを開設する意思があるかどうか、示されたい。

(回答)

(小問1回答)

○ 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第13条によれば、裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとされており、裁判所においては個々の事案に応じて保護命令を迅速に発令するような運用が行われていると承知している。また、同法第14条第1項ただし書の下で、尋問等「の期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは」、事案に応じて相手方の審尋等の期日を経ずに保護命令を発令することが可能である。過去5年間における保護命令の発令件数は別添1のとおりであり、配偶者暴力防止法第14条第1項ただし書による保護命令の発令件数は別添2のとおり。

(小問2回答)

○ 暴力の危険が高まっている事案については、婦人相談所等の一時保護施設を活用することで対処がされており、また、上述のとおり要件を満たす場合には、相手方の尋問等の期日を経ずに保護命令を発令することが可能である。

(小問3回答)

○ 裁判所は、保護命令に係る事件において、被害者の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。）等におけるつきまといなどを禁じる接近禁止命令や、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去することなどを命じる退去命令を発することができ（配偶者暴力防止法第10条第1項第1号及び第2号）、これにより被害者は身辺整理や転居先の確保等の準備作業を行うことができる。

なお、女性被害者が自宅に留まる事ができない場合の措置としては、婦人相談所等による様々な支援サービスの提供（報告パラ42及び195参照）や公営住宅への優先入居等がある。

(小問4回答)

- 報告パラ45、47-49に記載された家庭内及び性的暴力の報告を促す措置のほか、警察では、性犯罪捜査の指導官を設置するとともに、性犯罪捜査を担当する女性警察官の配置や専門課程の実施等による職員の実務能力向上を推進している。また、電話相談窓口のほか、交番等にプライバシーに配慮した構造の相談室を設置し、女性が相談しやすい環境を整備している。

- 内閣府では、相談窓口に関する情報を、ホームページや、作成したリーフレット等に掲載している。

- また、障害者を含む被害者が利用しやすくするために、相談窓口の電話番号を自動音声で案内するサービスについて、発信地域の情報から最寄りの相談窓口に電話を直接つなぐ方式に改善を行った。

問 6 別添 1

過去 5 年間に於ける保護命令の発令件数

	保護命令発令件数
2010 年（平成 22 年）	2,434 件
2011 年（平成 23 年）	2,137 件
2012 年（平成 24 年）	2,482 件
2013 年（平成 25 年）	2,312 件
2014 年（平成 26 年）	2,528 件

別添 2

過去 5 年間に於ける配偶者暴力防止法 14 条 1 項ただし書による保護命令の発令件数

2010 年（平成 22 年）	18 件
2011 年（平成 23 年）	10 件
2012 年（平成 24 年）	23 件
2013 年（平成 25 年）	16 件
2014 年（平成 26 年）	21 件

問 7

女性に対する暴力に関する委員会の一般勧告第19号に従い、女兒や女性に対する強姦や性暴力を内容とするテレビゲームや漫画の販売を禁止し、そうした作品の製作者の認識を高めるために、講じられた措置について示されたい。また、女性が性的暴力、及び女性の性的対象としての商業的イメージ描写の対象となる、ポルノ映像の大量生産や販売、使用に対処するために、講じられた措置について示されたい。

(回答)

○ テレビゲームソフト及び映画については、業界の自主審査機関による性表現、暴力表現、反社会的行為表現等の審査に基づくレーティング等を通じ、倫理水準に照らして適正でないソフト及び映画が流通しないよう自主規制が行われている。

○ 46都道府県においては、条例を制定し、「有害図書類」を指定するなどして、青少年への閲覧・販売等の規制を行っている。

○ プロバイダ責任制限法やリベンジポルノ防止法によって、プロバイダの免責要件の明確化を図っている。ISP等関連事業者に対して児童ポルノ掲載アドレスリストが提供されており、流通防止措置が講じられるよう、ISP等との意見交換を通じた自主的な取組を支援している。

○ 警察では、低年齢児童ポルノ愛好者グループによる事犯やファイル共有ソフト利用事犯等に重点を置いた捜査を強化した結果、2014年中の児童ポルノ事犯の検挙件数は1,828件（被害児童は746人）と過去最多となった。

○ 2014年中に検挙したコンピュータ・ネットワークを利用したわいせつ事犯の検挙件数は850件、わいせつDVD等の販売事犯の検挙件数は185件であり、検挙に係る報道発表は適切に行っている。

○ 刑法175条において、わいせつ図画の頒布、公然陳列、頒布目的所持等が処罰されているほか、児童ポルノについては、児童買春・児童ポルノ禁止法（報告パラ189参照）において、その所持、製造、提供、公然陳列等が処罰されており、これらの犯罪についての厳正な処分及び科刑の実現に努めている。上記法律は2014年6月に改正され、自己の性的好奇心を満たす目的で児童ポルノを所持・保管する行為及び盗撮により児童ポルノを製造する行為が犯罪化された。

○ 青少年がポルノ映像を含む有害情報をインターネット上で閲覧する機会を少なくするため、フィルタリング利用の促進等を内容とするインターネットリテラシー向上のための情報提供・普及啓発活動を実施している。

問 8

苦情を申し立てたり、保護や救済を求めたりすることができるように、マイノリティ、先住民や移民女性など不利な立場のグループを含む女性に、質の高い支援サービスを提供するために講じられた措置について、最新情報を提供されたい。また、配偶者による暴力を受けた外国人女性を、在留資格を取り消すことなく保護する法規制の実施を普及させ、かつ、確実にするために、講じられた措置について示されたい。

(回答)

(小問 1 回答)

- 法務省の取組については、報告パラ 49 のとおり。また、通訳を配置した「外国人のための人権相談所」を 10 か所の法務局・地方法務局に設け、外国人からの人権相談に応じている。
- 日本司法支援センターによる支援サービスの提供については、第 6 回報告パラ 45 参照。
- 警察での取組については、報告パラ 47、48 及び 392 参照。人身取引被害に関する相談があった場合は、問 6 回答の取組のほか、相談場所や言語に配慮した対応に取り組んでいる。また、被害者の早期保護等を図る匿名通報ダイヤルの運用、被害者の発見を目的とするリーフレットの作成・配布、広報啓発映像のホームページへの掲載を行っている。
- 性犯罪被害者への対応については、問 6 回答も参照。
- 厚生労働省では報告パラ 71 の取組のほか、婦人相談所の相談業務等の質の向上を図るため、2014年3月、「婦人相談所ガイドライン」を、2015年3月、婦人相談員の業務内容や支援サービスを明確化した「婦人相談員相談・支援指針」を策定している。
- 内閣府では報告パラ 200 の取組のほか、外国人被害者の支援のための情報を 8 か国語でホームページに掲載しているほか、点字によるパンフレットの配付を行っている。

(小問 2 回答)

- 外国人が配偶者暴力からの一時的避難又は保護を必要としている場合には、入管法第 22 条の 4 第 1 項の「正当な理由」に該当するため、在留資格の取消しを行わない。

このことは、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための施策に関する基本的な方針」においても明記されている。

○ また、配偶者暴力の被害者として認知された外国人に対し、配偶者暴力により別居を余儀なくされているなどの状況を適切に把握し、被害者の立場に十分配慮しながら、個々の事情を勘案の上で人道的観点から適切に対応できるよう、毎年複数回、職員に対する人権研修において、その考え方や調査手法を教授するなどの措置を講じている。

問 9

委員会は、「『慰安婦』の強制的連行 (forcible removal) を示す証拠はなかった」という最近の公式声明についての情報提供を受けている。この情報についてコメントされたい。また、締約国は、中国や東ティモールを含む、アジア女性基金の対象外となる国々の「慰安婦」に対する補償措置を講じ、加害者を訴追する意思があるかどうか、示されたい。締約国が、「慰安婦」問題についての言及を学校の教科書に復活させ、この問題について国民の意識を高めようとする意思があるかどうか、示されたい。

(回答)

1. 2015年11月2日に行われた日韓首脳会談において、依然として慰安婦問題が、日韓関係の発展に影響を与えているとの認識を踏まえ、日韓両国政府は、本件に関する協議を今後も継続し、できるだけ早期に妥結するため、協議を加速化させることで一致した。その後、両国外交当局の局長協議等を集中的に行い、同年12月28日、ソウルにて日韓外相会談が開催され、両外相は両国の合意内容(別添)について共同記者発表を行った。また、同日後刻、日韓首脳電話会談が行われ、日韓両首脳はその合意を確認した。今回の合意により、日韓両国政府は、慰安婦問題が最終的かつ不可逆的に解決されることを確認した。

2. 以上の経緯を踏まえ、委員会から提起された質問に対しては次のとおり回答する。

(1) 「『慰安婦』の強制的連行 (forcible removal) を示す証拠はなかったという最近の公式声明」に関する質問について

日本政府は、1990年代初頭以降、慰安婦問題が日韓間における政治問題として取り上げ始められた際、事実関係に関する本格的な調査を行った。右調査とは、関係省庁における関連文書の調査、米国国立公文書館等での文献調査、更には軍関係者や慰安所経営者等各方面への聞き取り調査や挺対協の証言集の分析等である。当該調査を通じて得られた、日本政府が発見した資料の中には、軍や官憲によるいわゆる「強制連行」は確認できなかった。

(2) 「中国や東ティモールを含む、アジア女性基金の対象外となる国々の『慰安婦』に対する補償措置を講じ、加害者を訴追する意思があるか」という質問について

そのような意思はない。

(3) 「『慰安婦』問題についての言及を学校の教科書に復活させ、この問題について国民の意識を高めようとする意思があるか」という質問について

日本では国定教科書制度はとっていないため、個別具体の記述について政府としてお答えする立場にない。

問9 別添

日韓両外相共同記者発表

1. 岸田外務大臣

日韓間の慰安婦問題については、これまで、両国局長協議等において、集中的に協議を行ってきた。その結果に基づき、日本政府として、以下を申し述べる。

①慰安婦問題は、当時の軍の関与の下に、多数の女性の名誉と尊厳を深く傷つけた問題であり、かかる観点から、日本政府は責任を痛感している。

安倍内閣総理大臣は、日本国の内閣総理大臣として改めて、慰安婦として数多の苦痛を経験され、心身にわたり癒しがたい傷を負われた全ての方々に対し、心からおわびと反省の気持ちを表明する。

②日本政府は、これまでも本問題に真摯に取り組んできたところ、その経験に立って、今般、日本政府の予算により、全ての元慰安婦の方々の心の傷を癒やす措置を講じる。具体的には、韓国政府が、元慰安婦の方々の支援を目的とした財団を設立し、これに日本政府の予算で資金を一括で拠出し、日韓両政府が協力し、全ての元慰安婦の方々の名誉と尊厳の回復、心の傷の癒やしのための事業を行うこととする。

③日本政府は上記を表明するとともに、上記②の措置を着実に実施するとの前提で、今回の発表により、この問題が最終的かつ不可逆的に解決されることを確認する。

あわせて、日本政府は、韓国政府と共に、今後、国連等国际社会において、本問題について互いに非難・批判することは控える。

2. 尹（ユン）外交部長官

韓日間の日本軍慰安婦被害者問題については、これまで、両国局長協議等において、集中的に協議を行ってきた。その結果に基づき、韓国政府として、以下を申し述べる。

①韓国政府は、日本政府の表明と今回の発表に至るまでの取組を評価し、日本政府が上記 1. ②で表明した措置が着実に実施されるとの前提で、今回の発表により、日本政府と共に、この問題が最終的かつ不可逆的に解決されることを確認する。韓国政府は、日本政府の実施する措置に協力する。

②韓国政府は、日本政府が在韓国日本大使館前の少女像に対し、公館の安寧・威厳の維持の観点から懸念していることを認知し、韓国政府としても、可能な対応方向について関連団体との協議を行う等を通じて、適切に解決されるよう努力する。

③韓国政府は、今般日本政府の表明した措置が着実に実施されるとの前提で、日本政府と共に、今後、国連等国際社会において、本問題について互いに非難・批判することは控える。

問 10

人身取引の売買及び売春による搾取に関する申立件数、並びにかかる犯罪の加害者に課せられた捜査、訴追、有罪判決、及び罰則に関する情報を提供されたい。全国に人身取引の女性被害者専用のシェルターを設置し、人身取引の被害者が皆、適切なサービスを受けられるようにし、必要に応じて回復及び社会復帰できるようにするために講じられた、また、想定される措置について示されたい。また、外国人研修・技能実習制度が、強制労働や性的搾取を目的として利用されないようにするため、講じられた措置について示されたい。

(回答)

(総論)

○ 2004年に「人身取引対策行動計画」(以下「行動計画」という)を策定し、総合的な対策を実施し、2005年には117人あった被害者が2009年には17人にまで減少するなど成果を挙げた。その後も我が国政府では、「行動計画2009」に基づき人身取引対策に取り組んできたところであるが(報告パラ187参照)、更に2014年12月に「行動計画2014」を策定するとともに、閣僚から成る会議を設置することとした。また、2015年5月には人身取引対策に関する初の年次報告となる「人身取引対策に関する取組について」を公表した。

(小問1回答)

○質問のパラ1の回答は別添1のとおり。

(小問2回答)

○ 潜在的な被害者の保護のための取組については、報告書パラ197-205参照。

○ 警察では、人身取引事犯に関する関係省庁連絡会議申合せに沿って、人身取引被害者を認知し、関係機関と連携の上、被害者の保護措置等を行っている(問8回答も参照)。

また、2012年9月、警察と婦人相談所がより緊密に連携して対応を行うため、人身取引事犯の取扱いに関する小冊子を作成・配布した。

○ 婦人相談所では、国籍・年齢を問わず、人身取引被害女性の保護を行って、宗教的生活や食生活を尊重した衣食住の提供、居室や入浴・食事の配慮、心理療法担当職員や通訳者、夜間の警備員の配置、医療費の支援や法的援助の周知など、支援の充実を図っている。また、人身取引被害女性の一時保護を婦人相談所から民間シェルター等へ委託することができるようにしている。

○ 外務省では、日本国内で認知された外国人人身取引被害者の母国への帰国・社会復帰支援を、国際移住機関（IOM）への拠出を通じ、被害者の希望に応じて提供している。本事業は、①面接や、出国支援等を行う「自主的帰国支援」と、②シェルターの提供、医療の提供、法律相談、就学支援等を行う「社会復帰支援」に分けられる。事業を開始した2005年以降、計269名の外国人被害者の帰国支援を実施した。

（問3回答）

○ 厚生労働省が公益財団法人国際研修協力機構に委託し行っている事業においては、技能実習の実施状況を巡回して指導する際、あるいは、技能実習生が母国語で電話相談を行える窓口での相談過程で労働・出入国関係法令違反の疑いを把握した場合は、関係行政機関に情報提供し、適正な措置が講じられるようにしている。

○ 入国管理局においては、暴行や旅券の取上げ等の重大な人権侵害行為や賃金の不払等の不正行為を行った実習実施機関等に対して、技能実習生の受入れを最長5年間停止する措置を講じるなど厳正に対処している。また、労働基準監督機関と入国管理局の間で相互通報を行っている。なお、労働基準監督機関においては、技能実習生を使用する事業場に対し積極的な監督指導を実施し、労働基準関係法令違反が認められた場合には司法処分を含め厳正に対処している。

○ また、男女雇用機会均等法によっても、職場におけるセクシュアル・ハラスメントは厳正に対処されている。

○ また、技能実習生の技能等の適正な修得等の確保及び実習生の保護を更に図るための法律案を国会に提出して、継続審議となっているところ、同法案においては、技能実習生に対する人権侵害行為について罰則を設けるとともに、技能実習生からの相談や申告への対応窓口を整備するなどの技能実習生の保護に関する措置を講じることとしており、労働・出入国関係法令違反の疑いを把握した際は、関係行政機関に情報提供し、適正な措置が講じられるようにしている。

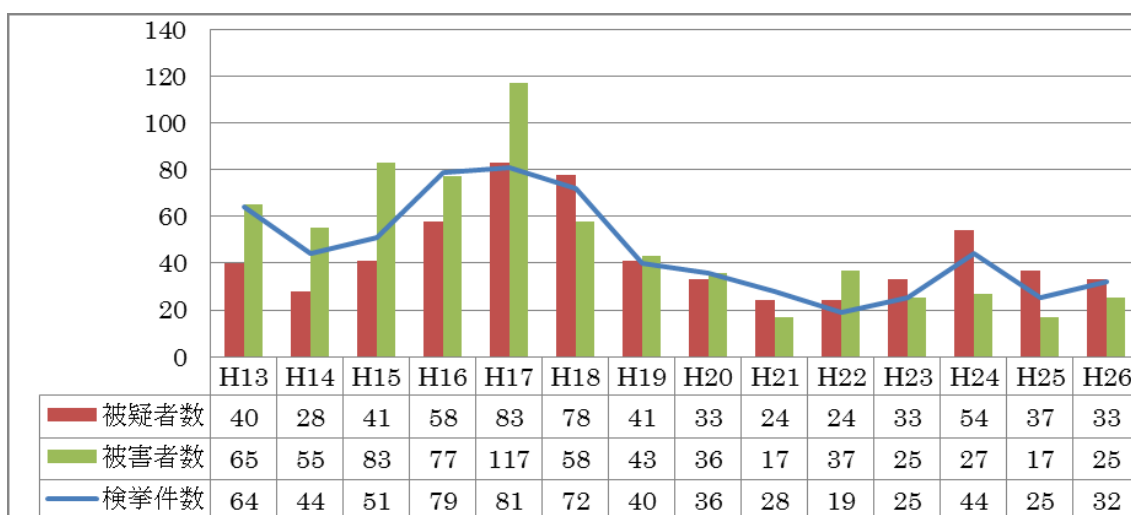
問10別添

1 人身取引

(1) 2014年中に我が国が保護した人身取引事犯の被害者：25人（全て女性）

(2) 警察による人身取引事犯の検挙：32件33人（うちブローカー6人）、うち起訴人員27人（2015年3月末現在、有罪判定確定18人、公判係属中8人、公訴棄却1人）、証拠上の問題等による不起訴人員2人、家庭裁判所送致人員4人。

(3) 人身取引事犯の被疑者数、被害者数及び検挙件数の推移



(4) 2014年中における人身取引事犯の判決罪名と裁判結果等

番号	罪名	裁判結果等
1	恐喝、暴力行為等処罰に関する法律違反、売春防止法違反	懲役4年、罰金30万円
2	恐喝、売春防止法違反	懲役2年6月、執行猶予3年、罰金20万円
3	職業安定法違反	罰金50万円
4	暴力行為等処罰に関する法律違反	懲役2年、執行猶予5年
5	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律違反	罰金100万円
6	職業安定法違反	罰金50万円
7	職業安定法違反	罰金50万円
8	わいせつ人身買受け	懲役3年、執行猶予5年

9	覚せい剤取締法違反、大麻取締法違反、売春防止法違反、児童福祉法違反	懲役4年6月、罰金80万円
10	覚せい剤取締法違反、青少年愛護条例違反	懲役1年2月
11	覚せい剤取締法違反、売春防止法違反、児童福祉法違反	懲役2年6月、執行猶予4年
12	恐喝未遂、傷害、売春防止法違反	懲役2年8月
13	売春防止法違反	懲役1年6月、執行猶予3年、罰金10万円
14	出入国管理及び難民認定法違反	罰金50万円
15	監禁、人身売渡し	公判係属中
16	監禁、人身売渡し	公判係属中
17	結婚人身買受け	公判係属中
18	恐喝未遂、傷害、児童福祉法違反、売春防止法違反	懲役4年、罰金20万円
19	売春防止法違反、傷害、児童福祉法違反	公判係属中
20	住居侵入、窃盗、売春防止法違反、詐欺	公判係属中
21	住居侵入、窃盗、売春防止法違反、詐欺	公判係属中
22	売春防止法違反、詐欺	公判係属中
23	児童福祉法違反、売春防止法違反	公判係属中
24	児童福祉法違反、売春防止法違反	懲役1年6月、執行猶予4年
25	出入国管理及び難民認定法違反	公訴棄却（被告人死亡）
26	児童福祉法違反	懲役2年、執行猶予4年
27	児童福祉法違反	懲役2年、執行猶予4年

(5) 2014年中に終局した刑事通常第一審において、刑法226条の2による人身売買に係る罪により処断された有罪人員：2人

2 売春

(1) 警察による2014年中の検挙：売春防止法違反817件535人（うち、派遣型又は管理型に係るものは558件）、児童買春事犯：661件587人

(2) 検察による2014年中の被疑者の新規受理等：売春防止法違反の被疑者の新規受理773人、起訴人員436人、不起訴人員327人。児童買春・児童ポルノ禁止法違反の被疑者の新規受理2,386人、同法違反の起訴人員1,417人、不起訴人員640人

(3) 2014年中に終局した刑事通常第一審における有罪人員：売春防止法に係る罪

により処断された有罪人員 1 4 4 人、児童買春事犯に係る有罪人員 1 4 1 人

問 1 1

締約国は、売春にかかわる女性を犯罪者と見なさないよう売春防止法を改正すること、及び売春の需要抑制を目的とする法的又はその他の措置を採用することを、想定しているかどうか示されたい。また、売春に対する教育的及び経済的代替案を提供し、売春をやめたいと考えている女性に向けて、離脱プログラム、回復及び社会復帰対策を導入するために、講じられた措置について示されたい。

(回答)

(小問 1 回答)

(a)

○ 売春防止法においては、女性が売春をすることを処罰する規定はない。

(b)

○ 売春防止法において、困惑等により売春させること、売春をさせる契約をすること、売春の場所を提供すること、売春をさせることを業とすることなどについて処罰規定があるほか、児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律において、児童買春を処罰する規定があり、これらの犯罪についての厳正な処分及び科刑の実現に努めている。

また、警察では、売春させる行為等に対する取締りを推進するとともに、それにより得られた収益を剥奪するための措置を講じるなどして、売春関係事犯の根絶を図っている。

(小問 2 回答)

○ 売春に従事した経験を有する者に対する、売春の危険性を認識させるための教育的措置や経済的代替案の提供については、様々な取組を行っている。

○ 例えば、刑務所、少年院等においては、売春に従事した経験を有する女子被収容者に対し、個々の特性や必要性に応じた矯正教育、釈放後の帰住先の調整、修学・就労等の支援等を行っている。さらに、少年院では、売春又は売春につながる性的な逸脱行為をした経験を有する女子在院者に対し、性に関する知識を付与し、同行為の危険性を認識させるとともに、進路を切り拓くための力を習得させることとしている。また、性問題行動改善に関する標準的プログラム策定の方向性、内容等について検討中である。保護観察所では、保護観察対象者が売春の勧誘等によらずとも自立した生活を営めるよう、その自助の責任を踏まえつつ、住居を得ることや就職することを助けている。

問 1 2

報告書では、政治的・公的活動への女性の参画を増やすことを目的としたクオータ制を位置付けている、第3次男女共同参画基本計画の存在に言及している（CEDAW/C/JPN/7-8, para. 4）。本計画の効果的な実施についての情報を提供するとともに、同計画に、同クオータ制を遵守するためのインセンティブや制裁措置、執行のメカニズムが含まれているかどうか、情報を提供されたい。締約国は、社会全体のための意思決定に女性が参画することの重要性について、意識啓発対策を実施するかどうか示されたい。特に、男女間の実質的平等の達成を促進するために、クオータ制を含む暫定的特別措置を採用することによって、政治的・公的活動への女性の参画を更に増加させるために行った取組について、情報を提供されたい。

（回答）

（小問1回答）

○ 第3次基本計画では、「社会のあらゆる分野において、2020年までに、指導的地位に女性が占める割合が、少なくとも30%程度となるよう期待する」との目標（以下「2020年30%の目標」という。）を掲げるとともに、実効性のある積極的改善措置（ポジティブ・アクション）の推進を挙げ、政治分野、行政分野を始めあらゆる分野における女性の参画拡大に向け、我が国政府全体として達成を目指す成果目標などを設定し同計画に基づいた取組を進めているところである。

例えば、行政分野においては、毎年フォローアップ調査を行い、その結果を、府省別に分かりやすい形式で広く公表することなどにより、数値目標達成に関する実効性を高めるための取組を実施している。その結果、国及び地方公共団体の審議会等委員に占める女性の割合については、いずれも30%を超え着実に増加している。また、行政分野における女性の参画も着実に拡大している（問3回答参照）。

また、政治分野においても、第3次基本計画においては、衆議院及び参議院議員の候補者に占める女性の割合を2020年までに30%とする努力目標を設定している。我が国政府としては、国会議員等は選挙によって国民から直接選ばれるということや政治活動の自由などとの関係から、目標の達成に向け、政党による自主的な取組を促すため、2011年から2015年までの間に、合計4回、内閣府政務より政党に対し、ポジティブ・アクション導入等に関する要請などを実施してきている。その結果、政治分野における女性の参画拡大に向けて、各政党や超党派での議論が活発化してきている。

なお、クオータ制については、我が国政府が設置している男女共同参画会議基本問題・影響調査専門調査会（2012年12月）では、クオータ制の法令による義務化は、ポジティブ・アクションの中でも最も厳格な手法で他方のジェンダーに過度な負担を負わせることもあるため、憲法との関係において、「目的・手段の間の実質的関連

性」をより慎重に検討することが必要と指摘されている。

(小問2回答)

○ 我が国政府では、2020年30%の目標(報告パラ229参照)に鑑み、政策・方針決定過程への女性の参画拡大の重要性等について、広報・啓発活動を積極的に展開している。

○ 具体的な取組としては、報告パラ170に記載したもののほか、2013年6月に閣議決定した日本再興戦略に基づき、女性の登用に関する方針、取組、実績や、それらの情報開示に優れた先進的な企業を対象とした「女性が輝く先進企業表彰」を2014年度に創設した。女性登用に取り組む企業の好事例を広く発信することにより、意思決定に女性が参画することの意義を周知するための意識啓発に努めている。

(小問3回答)

○ 前述のとおり、第3次基本計画においても、2020年30%の目標を明記した上で、各分野における女性の参画拡大に向けた実効性のあるポジティブ・アクションを推進している。

○ とりわけ、政治分野、行政分野における女性の参画拡大は重要であるとする認識の下、第3次基本計画に基づき、第7回及び第8回報告書記載の取組を進めている(報告第4条、第7条参照)。

○ 政治分野においては、上記で述べた政党への要請を行い、2015年には、地方の政治分野における女性の参画状況について取りまとめた「女性の政治参画マップ2015」を作成し政党への要請の際の参考資料とするとともに、同マップの内閣府ホームページでの公開、各地方自治体等への頒布等、政治分野における女性の参画拡大に関する意識啓発を促す取組を行った。

さらに、女性議員が活動しやすい環境の実現に向け、全国市議会議長会及び全国町村議会議長会に対し、女性活躍担当大臣・内閣府特命担当大臣(男女共同参画)より、標準議会会議規則における出産に伴う議会の欠席規定の明文化を要請した。この結果、2015年5月には、全国市議会議長会、全国町村議会議長会が標準議会会議規則を改正し、同年7月には全都道府県議会において出産に伴う議会の欠席規定が整備された。引き続き、国政及び地方議会議員選挙などにおける候補者などにおける女性割合が高まるよう政党等に対する働きかけを行っていく。

○ 行政分野においては、国家公務員については、「国家公務員の女性活躍とワークライフバランス推進のための取組指針」を策定した(問3回答参照)。地方公務員につい

ても、地方公共団体に対し同取組指針などの国家公務員の取組の周知など、女性地方公務員の採用・登用の拡大やワークライフバランスの推進等に係る通知の発出や各種会議の場を通じ自主的な取組の推進を要請するとともに、テレワークの活用事例など、地方公共団体の女性活躍の推進に関する先進的な取組事例の紹介等を通じて、必要な情報提供や助言を行っている。さらに、自治大学校による女性地方公務員向け幹部登用研修の実施や女性が参加しやすい研修コースの拡充といった取組を進めている。

また、独立行政法人等においても役員、管理職の女性登用の目標設定を要請し、2014年10月には各法人の目標設定状況等を取りまとめて内閣府ホームページで公表を行うことで自主的な取組を促している。

○ さらに、女性活躍推進法が成立したことから（問3回答参照）、今後は、同法の着実な施行を図ることにより、社会全体における女性の参画拡大を更に促進していく。

問 1 3

締約国は、マイノリティを含む女性の教育について、(a) 伝統的に男性が優勢である学問分野への女性の進学を増加させること、(b) 大学における女性割合を向上させること、(c) 女性の管理職教員や女性の大学教員の数を更に増加させること、及び(d) 教育基本法における男女共同参画の推進を一本化することを含む、女性に対する教育拡充を目的とする特別措置を採用することを想定しているかどうか示されたい。

(回答)

○ 我が国政府においては、マイノリティを含む女性の教育について、教育強化を目的とした以下の措置を想定している。

(a)

○ 自然科学分野は伝統的に男性優勢の分野である。現状では、学部学生における女性割合は理学26.2%、工学12.3%、農学43.6%である。

性別に関わりなく適性に応じた進路指導が行われるよう周知し、進学を希望する女性の機会拡大を図るため、優秀な学生等に対して、奨学金や授業料免除などによる経済的支援や、大学等の女性研究者に対する取組を支援する。

女子学生の理系分野への興味・関心を高め、理系の進路選択が可能となるよう、国立女性教育会館等の独立行政法人・大学等のシンポジウムや実験教室の開催を支援。また、興味関心が薄い女子学生に、学校訪問による全校生徒を対象とした取組や、理系選択を促すための教員や保護者を対象としたイベントを実施する。

(b)

○ 研究者などの女性比率向上のため、2006年度から、研究とライフイベントとの両立環境の整備を行う大学等を支援し、2009年度から2014年度までは、自然科学分野において、女性研究者を採用し、養成する大学等を支援。こうした取組により、大学・短期大学の女性教員割合は2014年度には23.8%まで上昇した。

(c)

○ 第3次基本計画において、2020年までに30%、また、女性委員のいない教育委員会を解消するなどの目標が設定されたことを踏まえ、毎年調査を実施し、結果送付の際に女性の管理職への登用など、選考を工夫し、資質・能力ある適任者を確保するように通知している。また、2006年1月及び9月には、国公私立大学に対し、女性教員の登用促進について要請した。

(d)

○ 旧教育基本法第5条の規定は、戦前の教育制度における性別による差異を解消し、男女が共に学ぶことを推奨する趣旨から規定されたが、今日では、数多くの共学校が設置されるなど、その趣旨は定着し、歴史的意義を果たし終えたことから2006年の改正の際に削除された。

現行法では、基本理念として、男女共同参画への寄与を掲げることが重要との認識から、男女平等を重んずる態度を養うことを目標として、第2条第3号に明記。

また、第3次基本計画において、「男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の充実」を重点目標に挙げ、固定的役割意識の解消などを含めた、男女平等を推進する学習・教育の充実に努めている。

問 1 4

次の事項について、追加的講じることを想定している措置を示されたい。

- (a) 雇用における男女平等を推進するための包括的政策の策定、
- (b) 労働市場におけるマイノリティの女性の参画推進、
- (c) 水平的・垂直的職務分離の撤廃、
- (d) 女性の雇用において有期、パートタイム、非正規の雇用が支配的であることへの対処、
- (e) 妊娠や出産を理由にした女性の違法解雇の撤廃、
- (f) 仕事と家庭の両立ができないことを理由とした、女性への退職強要がなされないように確保する措置、
- (g) 家庭における男女間の平等な責任分担の推進、
- (h) 同一価値労働に対する同一賃金の確保（同原則を実現するための法規定の制定を含む）、
- (i) 職場におけるセクシャル・ハラスメントを処罰する法の制定、
- (j) 女性による無償労働の貨幣評価額の調査、
- (k) 年金給付における男女間の格差の削減、
- (l) 育児の質の確保

(回答)

【「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」の成立】

(女性の労働市場への参画拡大) (a) (b) (c) 関連

○ 非正規雇用や働いていない者、マイノリティなどを含む全ての女性の職場における活躍を推進するため、女性活躍推進法が2015年8月に成立（問3回答参照）。

(男女間賃金格差の解消) (h) 関連

○ 女性活躍推進法に基づく行動計画策定に当たり、事業主は、男女間の賃金格差の主な要因（報告パラ319参照）である「女性管理職比率」と「勤続年数の男女差」を含め、自社の女性の活躍状況を把握・分析することとしている。これにより、「女性の管理職比率」や「勤続年数の男女差」に係る課題を解消するための取組が行われ、賃金格差の縮小につながると考える。

【民間企業で働く労働者に係る取組】

(雇用均等政策) (i) 関連

○ 男女雇用機会均等法は、職場におけるセクシュアル・ハラスメント対策等を規定しており、都道府県労働局雇用均等室において、法に違反する事業主に厳正な指導等を行っている。

(女性の就業継続等)(e)(f) 関連

○ 妊娠・出産、育児休業取得等を理由とする不利益取扱いは、男女雇用機会均等法及び育児・介護休業法で禁止されており、それらを「契機として」不利益取扱いを行った場合は、最高裁判決を踏まえて2015年1月に発出した通達に基づき、原則法違反と判断し、都道府県労働局雇用均等室において厳正に対処している。不利益取扱いの更なる防止に向け、次期通常国会での法的対応も含め、取組強化策を検討する。

(パートタイム労働対策)(d) 関連

○ 通常の労働者との差別的取扱いが禁止される労働者の範囲の拡大などを内容とする改正パートタイム労働法が2015年4月から施行。同法の周知・是正指導等により着実な履行確保を図っている。

(「正社員実現加速プロジェクト」の推進)(d) 関連

○ 「正社員実現加速プロジェクト」により、正社員を希望する女性を始め非正規雇用労働者の正社員転換や処遇改善に向けた取組を推進。

【男性のワーク・ライフ・バランス、育児・家事への参加促進】

(ワーク・ライフ・バランスの実現)(g) 関連

○ ワーク・ライフ・バランスの実現については報告パラ327参照。

(男性の育児・家事への参画促進)(g) 関連

○ 男性が主体的に家事・育児等に関わる社会の実現のための意識啓発活動を行っている(報告パラ337の「イクメン企業アワード」等)。また、2016年度に、子の出生時に男性労働者に育児休業・育児目的休暇を取得させた事業主に支給する出生時両立支援取組助成金(仮称)を創設予定。

また、2014年改正により、育児休業給付の休業開始後6か月間の給付率を67%に引き上げた。なお、育児休業給付金は非課税である。

さらに、産前・産後休業・育児休業等期間中の社会保険料は、事業主の申出により被保険者本人及び事業主の負担分が免除される。

これらにより、休業前の手取り賃金の実質80%程度の給付となっている。

【その他】

(育児の質の確保)(l) 関連

○ 報告第11条7参照。

○ 2015年4月から実施している子ども・子育て支援新制度(報告パラ326参照)等により、多様なニーズに対応した子育て支援を充実することとしている。

○ 待機児童解消に向けた保育の受入れ枠の整備(報告パラ344参照)は、2013、2014年度の2か年の保育拡大量は約21.9万人、となり、緊急集中取組期間の整備目標を上回っており、引き続き更なる保育の受入れ枠の整備を進める。

○ また、保育士の処遇改善、3歳児の職員配置の改善等の保育の質の向上措置を講じている。

(社会保険の適用拡大)(k) 関連

○ 被用者としての年金保障を充実させ年金給付における格差を是正する観点及び働き方の選択に対する中立性を確保し女性の就労を促進する観点などから、一定の条件を満たす短時間労働者への社会保険の適用拡大を2016年10月から実施する。

(女性による無償労働の貨幣評価額の調査)(j) 関連

○ 無償労働の貨幣評価については不定期で行っている(前回は2008年)。

問 15

締約国は、母体保護法に規定しているとおり、母親の生命及び健康を保護する場合を除き、墮胎は刑法第212条上の犯罪に該当すると、報告書に示している（パラグラフ359）。また、母体保護法第14条では、中絶を望む女性は男性パートナーからの承認が必要である旨、委員会は情報提供を受けている。中絶が法的に及び実際に認められる条件についての詳細情報を提供し、また、強姦や近親姦、胎児の奇形の場合には中絶を合法化することを想定する措置を示されたい。

（回答）

○ 母体保護法第14条第1項において、指定医師は、①妊娠の継続又は分娩が身体的又は経済的理由により母体の健康を著しく害するおそれのあるもの、②暴行、脅迫等によって又は抵抗若しくは拒絶することができない間に姦淫されて妊娠したものに該当する者に対して、本人及び配偶者の同意を得て、人工妊娠中絶を行うことができるとされている。また同条第2項において、前項の同意は、配偶者が知れないとき若しくはその意思を表示することができないとき又は妊娠後に配偶者がなくなったときには本人の同意だけで足りるとされている。このような場合には、墮胎罪（刑法212条）は成立しない。

○ 強姦による妊娠の場合については、上記②のとおりすでに人工妊娠中絶は合法化されている。近親姦、胎児の奇形についても、①又は②に該当すれば人工妊娠中絶は合法とされている。

問 16

性と生殖の健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス・ライツ）に関する包括的で年齢に適した教育への利用可能性とアクセス、及び避妊薬の使用率に関するデータを提供されたい。また、強制不妊手術の対象となった障害者の女性に対する補償について、講じられた措置に関する情報を提供されたい。女性の精神的・心理的健康に関する情報を、データと共に提供されたい。

（回答）

（小問1回答）

（a）

○ 男女が共に双方の身体的性差等を正確な知識及び情報をもとに十分に理解し、尊重することは主体的行動と健康の享受に必要である。学校における指導は、児童生徒が「心身の発育・発達と健康」、「性感染症等の予防」などに関する知識を身に付け適切な行動がとれるようにすることを目的に実施しており、学習指導要領に則り、体育科、保健体育科などを中心に小・中・高全てを対象に行われている。指導に当たり、発達段階を踏まえること、学校全体で共通理解を図ること、保護者の理解を得ることなどに配慮し、集団指導と個別指導を相互に補完し効果的な指導がなされるよう周知。また、性感染症や妊娠・出産等を含む児童生徒の健康問題を総合的に解説した教材の配布を行い、指導の充実を図っている。

（b）

○ 2010年の調査における女性による経口避妊薬の使用率は3.4%である。

（小問2回答）

○ 議員立法で成立した優生保護法に基づく優生手術は、本人の同意を得て、あるいは、医師の申請により、都道府県優生保護審査会の審査、公衆衛生審議会による再審査、本人等による裁判所への訴えの提起等による厳格な手続に則り措置が行われていたもの。なお、1996年に議員立法により母体保護法に改正されており、優生手術に関する規定は存在せず、母体の生命、健康の保護を図るために必要な場合に限定して不妊手術を実施できることとされている。

（小問3回答）

○ うつ病や気分障害などの精神疾患における診断患者数は、諸外国と同様に女性が多くなっている。

○ 保健所や精神保健福祉センター等における相談支援及び訪問支援を通して、必要な医療に適切にアクセスできる体制を整備している。また精神疾患について、心の不調・病気に関する各種支援サービス情報を提供している。

問 1 6 別添 精神疾患患者数 (年齢階級別)

2005 年

(単位：千人)

傷病分類	ICD-10 対応コード	男										女									
		総数	0～10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代	80代	90歳以上(不詳含む)	総数	0～10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代	80代	90歳以上(不詳含む)
統合失調症、統合失調症型障害及び妄想性障害	F20-29	362	6	37	79	73	83	54	23	4	1	396	6	33	70	73	86	78	38	11	2
気分 [感情] 障害 (躁うつ病を含む)	F30-39	338	7	31	68	72	63	49	37	8	2	586	8	57	94	86	88	99	109	41	3

神経症性障害、ストレス関連障害及び身体表現性障害	F40-48	204	12	23	48	32	39	25	20	5	0	381	16	45	79	50	62	53	56	18	3
アルコール使用<飲酒>による精神及び行動の障害・その他の精神作用物質使用による精神及び行動の障害	F10-19	50	0	1	4	9	12	13	8	0	0	10	0	1	3	2	1	1	0	0	0

2008 年

傷病分類	ICD-10 対応コード	男										女										
		総数	0～10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代	80代	90歳以上（不詳含む）	総数	0～10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代	80代	90歳以上（不詳含む）	

)										
統合失調症、統合失調症型障害 及び妄想性障害	F20-29	386	5	31	75	83	92	65	28	6	0	410	7	37	61	72	87	78	50	15	4	
気分 [感情] 障害 (躁うつ病を 含む)	F30-39	386	6	25	79	84	71	59	46	15	1	655	9	60	102	105	97	120	118	40	6	
神経症性障害、ストレス関連障 害及び身体表現性障害	F40-48	208	10	22	41	37	36	28	24	9	1	381	20	37	67	66	54	62	55	21	3	
アルコール使用<飲酒>による 精神及び行動の障害・その他の精 神作用物質使用による精神及び 行動の障害	F10-19	53	0	1	6	7	11	15	8	1	0	13	0	1	3	1	3	3	0	0	0	

2011 年

傷病分類	ICD-10 対応コード	男	女
------	--------------	---	---

		総 数	0～10 代	20 代	30 代	40 代	50 代	60 代	70 代	80 代	90 歳 以 上 (不 詳 含 む)	総 数	0～10 代	20 代	30 代	40 代	50 代	60 代	70 代	80 代	90 歳 以 上 (不 詳 含 む)
統合失調症、統合失調症型障害 及び妄想性障害	F20-29	354	5	31	68	84	70	63	27	7	1	360	6	26	58	64	66	72	49	17	3
気分〔感情〕障害（躁うつ病を 含む）	F30-39	374	3	30	67	85	76	52	45	13	4	584	5	49	96	100	80	99	93	56	7
神経症性障害、ストレス関連障 害及び身体表現性障害	F40-48	215	12	31	35	45	32	30	23	6	1	356	15	45	68	67	46	47	47	21	4

アルコール使用<飲酒>による 精神及び行動の障害・その他の精 神作用物質使用による精神及び 行動の障害	F10-19	56	0	1	8	11	13	17	7	1	0	22	0	2	3	6	4	5	2	0	1
--	--------	----	---	---	---	----	----	----	---	---	---	----	---	---	---	---	---	---	---	---	---

(注) 出典「患者調査」より厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部で作成

問 17

締約国は、放射線被ばく量が年間20ミリシーベルト以下の地域について、避難指示区域指定の解除を計画している旨、委員会は情報提供を受けている。また、福島原発事故に関する健康診断は甲状腺検査に限られ、福島県の住民だけが対象であること、及び無償医療は18歳未満の子供に限られることについての情報を得ている。こうした措置が、妊娠中の女性を含む女性の健康に及ぼす影響について示されたい。

(回答)

○ 避難指示の解除については、2011年12月の原子力災害対策本部において、①年間積算線量が20ミリシーベルト以下となることが確実であること、②日常生活に必要なインフラや生活関連サービスが概ね復旧し、子どもの生活環境を中心とする除染作業が十分に進捗していること、③県、市町村、住民の方々と十分に協議することの3つの要件を満たした場合に実施することとしている。

なお、解除の要件である年間20ミリシーベルトは、他の発がん要因によるリスクと比べても十分に低い水準であると専門家から評価されている。放射線防護の観点からも、生活圏を中心として除染や食品の安全管理等の放射線防護措置を通じて、十分リスクを回避できる水準であり、今後より一層の線量低減を目指すにあたってのスタートラインとしては適切であると、専門家から助言を得ている。

また、国際的・科学的な知見によれば、妊婦を含む女性についても、放射線による発がんリスクの増加は、100ミリシーベルト以下の低線量被ばくでは、喫煙など他の要因による発がんの影響によって隠れてしまうほど小さく、発がんリスクの明らかな増加を証明することは難しいとされている。

○ 我が国では、地方公共団体等により、法令に基づく健康診断等が全国各地で行われている。その上で、我が国政府においては、「福島県民健康管理基金」に782億円の交付金を拠出しているところであり、本基金により、福島県は、県民の被ばく線量の評価を行うとともに、県民の健康状態を把握し、疾病の予防、早期発見、早期治療につなげ、もって将来にわたる県民の健康の維持、増進を図ることを目的とし、「県民健康調査」を実施している。県民健康調査では、「甲状腺検査」以外にも「基本調査」、「健康診査」、「こころの健康度・生活習慣に関する調査」、「妊産婦に関する調査」を行っている。

妊娠中の女性を含む女性の健康に及ぼす影響としては、例えば上記の「妊産婦に関する調査」において、回答内容により支援が必要と判断された場合には、専門機関の助産師・保健師等から積極的に電話支援するほか、調査対象者の妊娠、出産、育児や、その他健康に関する質問や心配事に適切に対応するため、専門のダイヤルとメールアカウントを設けて助産師・保健師等が相談に応じており、妊産婦の方への不安軽減等に寄与し

ているものと考えている。

また、福島県は、「福島県民健康管理基金」の中で、妊婦等を含む福島県の希望する住民に対して、現在の住所に関わらずホールボディカウンターによる内部被ばく検査を実施している。

このように、「甲状腺検査」以外にも各種健康診断が行われていることから、「甲状腺検査に限られ」の指摘は事実誤認である。また、それぞれの対象者は「甲状腺検査」では「震災時概ね18歳以下の全県民」、「妊産婦に関する調査」では「毎年度ごとに、県内で母子健康手帳を交付された方と、同期間内に県外で母子健康手帳を交付され、県内で妊婦健診や分娩をされた方」とされているなど、調査ごとに対象者は異なっており、さらに、そもそも我が国においては、地方公共団体等により、法令に基づく健康診断等が全国各地で行われていることから、「福島県の住民だけが対象である」との指摘は事実誤認である。

○ 我が国においては、国民皆保険制度を採用しており、一定の自己負担で必要な医療を受けることができる。また、多くの地方公共団体が、子育て支援の一環として子どもの医療費を助成し無償としている。

国民健康保険及び後期高齢者医療制度においては、避難指示区域等の被災者の医療費の一部負担金の免除に要した費用については、原則、国の特別な財政支援を行うこととしている。避難指示区域外であっても、東日本大震災により甚大な被害を被った特定被災区域において、保険者の判断により免除を実施することは可能であり、免除による財政負担が著しい場合には、減免額の10分の8以内の額を、国が特別調整交付金として財政支援する措置を講じている。被用者保険制度についても、保険者の財政状況に応じて国の特別な財政支援を行うこととしている。

問 18

締約国が、国全体の災害管理や救済・復興戦略にジェンダーの視点を取り入れているかどうかを示し、また、自然災害管理における意思決定レベルへの男女平等の参画を確保するために、講じられた措置について示されたい。

(回答)

- 我が国の災害対策の根幹をなし、国、地方公共団体、住民等各主体が行うべき対策を具体的に記述している、防災分野の最上位計画である国の「防災基本計画」において、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画を拡大し、男女共同参画その他の多様な視点を取り入れた防災体制を確立する必要がある旨を明記している。
- また、2012年6月の災害対策基本法の改正（報告パラ117参照）により、都道府県防災会議の委員に占める女性の割合は、引き続き上昇傾向にある。
- また、2013年6月の災害対策基本法の改正において、避難所などにおける生活環境の整備等に関する規定が新たに設けられたことを受け、男女共同参画の視点も盛り込んだ「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」を同年8月に策定した。
- 地域の防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画を拡大し、男女共同参画などの多様な視点を取り入れた防災体制の確立に向け、我が国は、地方防災会議への女性委員の積極的な登用など、防災における男女共同参画の推進に適切に取り組むよう、各地方公共団体に通知を発出している。
- さらに、消防職員、警察官、自衛官等について、これまで女性を配置していなかったポストに女性を登用するなど、女性の採用・登用を拡大している。また、地域において、自らの職業を持ちながら消防活動を行う消防団員についても、女性の積極的な加入を呼び掛けている。
- 加えて、第4次基本計画において、政府は新たに防災・復興の分野を設け、「仙台防災枠組2015－2030」等も踏まえ、必要な対応等を明記する方向で検討を行っている。

問 19

締約国は、難民及び庇護申請者の女性や女児のニーズに対処する上で、ジェンダーに配慮したアプローチを行うための包括的な法令制度を採用することを想定しているかどうか示されたい。締約国は、ジェンダーに関する迫害を亡命の正当な根拠として認めることを検討しているかどうか示されたい。また、特に具体的なニーズのある庇護申請者の女性に対して、出入国管理及び難民認定法にて定めるように、拘留への代替措置を実施するかどうか示されたい。女性刑務所を含む、一部の拘留施設における過密状態に対処するために講じられた措置について示されたい。

(回答)

(小問1回答)

○ 我が国では、難民及び難民認定手続中の女性や女児のニーズに対処する上で、各省は女性等に対する適切な配慮に努めている。

○ 例えば、難民認定を申請中に経済的困窮状況にある場合には、男女の区別なく申請に基づいて生活費等の支援を実施している。また、条約難民及びその家族、第三国定住難民に対し、我が国での自立及び定住促進を目的として、日本語教育、生活ガイダンス、就職斡旋等を実施しており、子供を持つ難民女性がプログラムに参加するための保育室も設けている。

○ また、難民認定に際しては、申請者が女性の場合には女性の難民調査官に担当させるなど、女性や女児の立場に配慮した制度の運用に努めている。

(小問2回答)

○ 我が国の難民認定制度においては、難民条約等に規定されている難民の定義に則り、個別に審査の上、難民として認定すべき者か否かを適正に審査している。

○ なお、「ジェンダー」に限定することなく、いわゆる「新しい形態の迫害」の申立てについては、出入国管理及び難民認定法に規定する「難民」、すなわち難民条約の適用を受ける難民への該当性を的確に解釈することにより保護を図っていくべく、そのための仕組みを構築することとしている。

(小問3回答)

○ 不正規在留者であっても、退去強制令書の発付を受けている、逃亡するおそれがあると疑うに足る相当の理由があるなどの場合を除き、仮滞在の許可を受けられる。同許可を受けたものについては、難民認定手続が行われる間、退去強制手続が停止され、

収容されている場合には収容を解かれる。

- 仮滞在が許可されず収容した場合でも、個々の事情を人道上の観点をも踏まえて総合的に考慮し、仮放免の積極的な運用を行っている。
- 女兒を含む未成年者の場合には、人道的配慮の観点から、仮放免を弾力的に運用し、収容しないようにしており、親族や児童相談所に一時保護を依頼して預けるなどして、適切に対応している。

(小問4回答)

- 男子刑事施設の全部又は一部の女子被収容者の収容区域への転用を開始している。
- 警察では、留置施設の増改築などにより、女性被留置者の収容定員数の増加を図っている。
- 入国管理局の収容施設において、常時、女性被収容者を収容している施設は、入国者収容所及び地方入国管理局を合わせて5か所が存在するところ、定員を超える収容状態にはない。
- また、常時女性被収容者を収容する施設に女性職員を24時間で勤務させるなどの措置を講じている。

問 2 0

高齢の女性や移住者の女性、先住民の女性を含むマイノリティの女性、障害を持つ女性及び農村部の女性による、本条約の対象範囲となる全ての権利の利用に関して、最新情報を提供されたい。特に、障害を持つ女性に対する性的暴力に関して、及び虐待の被害者となった障害を持つ女性や高齢の女性向けに、シェルターを提供するために講じられた措置に関して情報を提供されたい。高齢の女性及び母子家庭の貧困率の高さを含む、貧困の女性化に対処するために、講じられた措置についての情報を提供されたい。また、政策的枠組の策定や暫定的特別措置の採用を含め、マイノリティの女性に対する差別を撤廃し、マイノリティ女性の代表者を意思決定機関に任命するために講じられた措置に関する情報を提供されたい。

(回答)

(小問 1 回答)

○ 男女共同参画社会基本法は、我が国に在留する外国人についても、類推適用される(報告パラ 1 0 3 及び第 6 回報告パラ 9 8 参照)。

第 4 次基本計画においては、高齢者が家庭や地域で安心して暮らせる環境を整備していくことや、障害があること、外国人であること、アイヌの人々であることなどに加え、女性であることで更に複合的に困難な状況に置かれている女性については、「貧困、高齢、障害等により困難を抱えた女性等が安心して暮らせる環境の整備」として、農山漁村における女性については、「地域・農山漁村、環境分野における男女共同参画の推進」として、それぞれ重点的に取り組む分野とする方向で検討を進めている。

○ 政府は、2 0 1 5 年 4 月より地域包括ケアシステムの構築を推進するための介護保険制度の改正を行った。医療介護連携や認知症施策を進めるための地域支援事業の充実や全国一律の予防給付を市町村が取り組む地域支援事業へ移行させることで、高齢者が住み慣れた地域で生活を継続できるようにしていく。

○ アイヌの女性については、女性を含むアイヌの代表が参画するアイヌ政策推進会議等を開催し、アイヌの人々の意見等を踏まえつつアイヌ政策を推進している(報告パラ 1 0 8 及び 1 0 9 参照)。

○ 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」に関し、2 0 1 5 年 2 月に同法に基づく我が国政府の基本方針を策定した。

同基本方針においては、第 3 次障害者基本計画等と同様、女性である障害者は、障害に加えて女性であることにより、更に複合的に困難な状況に置かれている場合があることに留意することを明記し、対応することとしている。

○ 2015年3月、食料・農業・農村基本法に基づく新たな「食料・農業・農村基本計画」を策定し、女性の参画の促進に向けて今後推進していく具体的施策を明記した。

(小問2回答)

○ 障害を持つ女性が性的暴力を受けた場合や、障害を持つ女性、高齢の女性が虐待を受けた場合、障害者虐待防止法及び高齢者虐待防止法における「一時保護」、「居室の確保」の規定に基づき、市町村が必要な措置を講じている。

○ 両法を受けて、警察では、障害者虐待事案及び高齢者虐待事案を認知した場合には、速やかに市町村等に通報している。

○ また、婦人相談所では、障害を持つ女性や高齢の女性も含めて、様々な問題を抱えた女性に対して、一時保護等の支援を行っている。

(小問3回答)

○ 全体として女性の年金が確保されるよう、報告パラ304及び342の取組の他、受給資格期間の短縮や離婚時の年金分割等を実施している。また、低所得・低年金の高齢者等への福祉的給付が創設されることとなっている。

○ 医療保険制度においては、低所得者等に対する保険料の軽減措置を講じているほか、医療給付において、負担額の上限を設け、低所得者の負担にも配慮している。

○ なお、公的介護保険においては、高齢者が1割(一定以上の所得の方は2割)の負担で介護サービスを受けることができる。

○ ひとり親家庭は、子育てと生計の維持を一人で担い、様々な困難を抱えている方が多いため、きめ細やかな支援が必要であることから、行政の支援に確実につながる仕組みを整えるとともに、生活、住まい、学び、仕事を応援するため、年末を目途に財源確保を含めた政策パッケージを策定する。

(小問4回答)

○ アイヌの女性の参画については、上述のとおり。

○ また、マイノリティの女性に対するものを含むあらゆる差別は許されないとの観点から各種啓発活動及びマイノリティ等に関する人権教育を行っている(報告パラ107)

参照)。

問 2 1

報告書は、婚姻適齢の男女統一、選択的夫婦別性制度の導入及び女性に求められる再婚禁止期間の短縮を内容とする民法改正法案を示している（パラグラフ384）。この法案の採択を促進し、女性の再婚禁止期間を撤廃するために講じられた措置について示されたい。また、締約国が、父親による子供の養育費の支払いを要求する法規定を採用することを、想定しているかどうか示されたい。また、非嫡出子が戸籍登録制度において差別されないようにするため、講じられた措置について示されたい。

（回答）

（小問1回答）

○ 報告書パラグラフ384に記載した民法改正案の内容はホームページへの掲載等を通じ、広く国民にその内容を公開し、国民の議論が深まるよう努めている。また、2015年12月1日に男女共同参画会議が答申した「第4次男女共同参画基本計画策定に当たっての基本的な考え方」においては、「家族に関する法制について、家族形態の変化、ライフスタイルの多様化、国民意識の動向、女子差別撤廃委員会の最終見解等も考慮し、婚姻適齢の男女統一、選択的夫婦別氏制度の導入、女性の再婚禁止期間の見直し等の民法改正等に関し、司法の判断も踏まえ、検討を進める。」と記載している。

（小問2回答）

○ 民法第766条第1項の父母が離婚した場合の「子の監護に要する費用の分担」として、父母の協議によって定めることができ、協議が調わないとき又は協議することができないときには、父母の一方は、他方に対して子の監護に関する費用の支払を命ずるよう家庭裁判所に申し立てることができる。なお、2011年に、監護費用の分担を明示するとともに、これを定めるに当たっては子の利益を最も優先して考慮すべきことを明らかにするなどの法改正を行った。

また、養育費不払に対する措置については、2003年及び2004年に民事執行法を改正し、養育費に係る定期金債権に基づく強制執行においては、①弁済期の到来していない将来分の債権についても一括して差押えをすることができる（同法151条の2）、②給料債権等の差押禁止の範囲を4分の3から2分の1に緩和する（同法152条3項）、③間接強制制度を導入する（同法第167条の15）など、民事執行手続において必要な措置を講じている。

（小問3回答）

○ 2004年11月、戸籍法施行規則を改正し、嫡出でない子の父母との続柄欄の記載を、嫡出子の記載と同様にすることとした。

また、出生届には「嫡出子」であるか「嫡出でない子」であるかを選択させる欄があ

るところ、2010年3月から、この欄の記入が最終的になされなかったとしても、出生届を受理することとしている。これらの取り扱いについて、改めて市区町村に周知する文書を、2013年12月に発出している。

問 2 2

本条約の選択議定書の批准に関して、進捗状況についての情報を提供し、予想される批准のタイムフレームを示されたい。

(回答)

- 個人通報制度については、女子差別撤廃条約の実施の効果的な担保を図るとの趣旨から注目すべき制度と認識している。

- 個人通報制度の受入れに当たっては、我が国の司法制度や立法政策との関連での問題の有無や実施体制等の検討課題があると認識している。

- 個人通報制度の受入れの是非については、各方面から寄せられる意見も踏まえつつ、引き続き、我が国政府として真剣に検討を進めていく。